

審査項目及び審査基準

審査項目	配点	係数	審査基準
(事業者の適格性)			
1 事業遂行体制 ・信頼性	5 点	× 3	・活用計画を遂行するにふさわしい体制を有しているか。 ・これまで活用計画と類似の事業及び本市公共工事を実施してきた実績があるなど、信頼性を有しているか。
2 財務・経営状況	5 点	× 2	財務、経営状況は十分で、安定しているか。
3 京都市公契約基本 条例との関連	5 点	× 1	本市区域内に本店又は事務所を有する中小企業か。
(活用内容)			
4 実現性・安定性	5 点	× 3	実施体制や資金計画等に基づいた実現性・安定性の高いものであるか。
5 賑わいの創出	5 点	× 3	独自性を有するものか、新たな施設の魅力を創造するものか。
6 本市施策への寄与	5 点	× 3	本市の男女共同参画施策、若者施策へ寄与するものか。
7 地域への貢献	5 点	× 3	施設周辺の地域で暮らす方々にとって魅力のあるものか。
(価格評価)			
8 貸付料	10 点		次の計算式により得た得点(小数点以下切捨) $\{(貸付希望価格) \div (最高額の貸付希望価格)\} \times 評価点 10 点$ ※ 本市が示す最低貸付価格を下回る場合は失格とする。
合計	100 点		

(審査基準)

5 点：大変高く評価できる、4 点：高く評価できる、3 点：評価できる、
 2 点：やや評価できる、1 点：評価できる点が少ない、0 点：不適當